

徳島県規則第四十六号

徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則

徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。
第四十六条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十四条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第五十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。